

## 下水道除害施設維持管理業務委託仕様書

### 1 維持管理対象施設

カヤバ式沈殿分離槽KWA-90（食堂棟西側）

### 2 保守点検業務

- (1) 毎月1回保守点検を行うこととし、実施時期については協議のうえ決定する。
- (2) 保守点検項目は次のとおりとする。
  - ・流入管路及び排水管路の目詰まり状況
  - ・沈殿分離室のスカム及び汚泥の発生状況
  - ・放流水の①水温、②PH、③透視度、④臭気、⑤色相
  - ・放流ポンプの①作動状況、②目詰まり状況、③フロート状況
- (3) 毎月の保守点検業務終了後、完了報告書を提出すること。

### 3 汚泥処理業務

- (1) 実施回数は年6回とし、実施月は次のとおりとする。  
【実施月】 5月、7月、9月、11月、1月、3月  
なお、実施日時については、発注者、受注者協議のうえ決定する。
- (2) 業務内容
  - ①吸引車により、雑排水槽内の汚泥を吸引する。
  - ②壁面、底部に付着したグリース（油汚れ）や汚泥を高圧洗浄機で落とす。  
排水ポンプ、流入管、水位センサー（フロート）に付着した汚れを除去する。
  - ③清掃後は、流入・流出の正常性、ポンプ及び計装機器の作業状況、施設周辺の安全性を確認し、作業前の状態に復旧する。
- (3) 汚泥の処分は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に則し、適正に処理すること。
- (4) 汚泥処理業務終了後、完了報告書及びマニフェストB2票及びD票を提出すること。